

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 高齢介護課 認定・保険料係	
不利益処分名	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止	
根 拠 法 令	介護保険法	
根 拠 条 項	第68条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5582 )	
処 分 基 準	<p>第68条 市町村は、保険給付を受けることができる第2号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの（以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。）がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載（以下この条において「保険給付差止の記載」という。）をすることができる。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第66条第4項の規定は、第1項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について準用する。</p> <p>4 市町村は、第1項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について、保険給付の全部又は一部の支払を一時差止めるとする。</p> <p>5 【略】</p> <p>（法第68条に規定する政令で定める特別の事情）</p> <p>○ 介護保険法施行令第32条 第32条 第30条の規定は、法第67条第1項及び第2項並びに法第68条第1項に規定する政令で定める特別の事情について準用する。</p> <p>2 【略】</p> <p>（保険給付差止の記載方法等）</p> <p>○ 介護保険法施行規則第107条 第107条 保険給付差止の記載（法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載をいう。以下同じ。）は、次の事項を書面により第2号被保険者に通知し、被保険者証の提出を求めて行うものとする。ただ</p>	
	参 考 事 項	介護保険制度の解説（発行所：㈱社会保険研究所）
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成30年 4月 1日最終変更）

処分基準

基準

し、法第27条第7項後段（法第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）、第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段（法第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。）若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定により認定の結果を被保険者証に記載する際にこれを行う場合は、この限りでない。

- (1) 法第68条第1項の規定により保険給付差止の記載を行う旨
- (2) 被保険者証の提出をする必要がある旨
- (3) 被保険者証の提出先及び提出期限